

## 平成26年12月遠野市議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月12日（金曜日）

### 議事日程 第4号

平成26年12月12日（金曜日）午後2時開議

- 第1 議案第85号 平成26年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第2 議案第86号 遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例の制定について
- 第3 議案第87号 遠野市情報公開条例及び遠野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第88号 遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第89号 遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第90号 遠野市立学校設置条例及び遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第91号 遠野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第9 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第10 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について
- 策11 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第96号 平成26年度遠野市一般会計補正予算（第8号）
- 第13 議案第97号 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第98号 平成26年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第99号 平成26年度遠野市介護保険

特別会計補正予算（第2号）

- 第16 議案第100号 平成26年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第101号 平成26年度遠野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第102号 平成26年度遠野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第103号 平成26年度遠野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 請願第9号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出を求める請願
- 第21 請願第10号 米価下落等に関する請願
- 第22 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第23 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第24 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第25 広聴広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 第27 議案第104号 遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第105号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第29 発議案第10号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書
- 第30 発議案第11号 米価下落に係る安定対策等を求める意見書
- 第31 発議案第12号 放射能汚染対策調査特別委員会の設置について
- 第32 議員の派遣について

### 本日の会議に付した事件

- 1 日程第1 議案第85号平成26年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分

- に関し承認を求めることについてから、
- 日程第19 議案第103号平成26年度遠野市  
水道事業会計補正予算（第2号）まで。  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 2 日程第20 請願第9号「手話言語法（仮  
称）」制定を求める意見書の提出を求  
める請願  
（委員長報告、質疑討論、採決）
- 3 日程第21 請願第10号米価下落等に関する  
請願  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 4 日程第22 総務常任委員会の閉会中の継続  
調査について
- 5 日程第23 教育民生常任委員会の閉会中の  
継続調査について
- 6 日程第24 産業建設常任委員会の閉会中の  
継続調査について
- 7 日程第25 広聴広報常任委員会の閉会中の  
継続調査について
- 8 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続  
調査について
- 9 日程第27 議案第104号遠野市特別職の職  
員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 10 日程第28 議案第105号人権擁護委員の候  
補者の推薦につき意見を求めることに  
ついて  
（提案理由の説明、採決）
- 11 日程第29 発議案第10号「手話言語法（仮  
称）」制定を求める意見書  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 12 日程第30 発議案第11号米価下落に係る安  
定対策等を求める意見書  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 13 日程第31 発議案第12号放射能汚染対策調  
査特別委員会の設置について  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 14 議員の派遣について
- 15 閉 会

#### 出席議員（17名）

1	番	小	林	立	栄	君		
2	番	菊	池	美	也	君		
3	番	萩	野	幸	弘	君		
4	番	瀧	本	孝	一	君		
5	番	多	田		勉	君		
6	番	菊	池	由	紀	夫	君	
7	番	佐	々	木	大	三	郎	君
8	番	菊	池	巳	喜	男	君	
9	番	照	井	文	雄	君		
10	番	荒	川	栄	悦	君		
11	番	菊	池		充	君		
13	番	小	松	大	成	君		
14	番	細	川	幸	男	君		
15	番	浅	沼	幸	雄	君		
16	番	多	田	誠	一	君		
17	番	安	部	重	幸	君		
19	番	新	田	勝	見	君		

#### 欠席議員（1名）

12	番	瀧	澤	征	幸	君
----	---	---	---	---	---	---

#### 事務局職員出席者

事	務	局	長	奥	瀬	好	宏	君
次			長	伊	藤		慎	君
主			査	及	川	憲	司	君

#### 説明のため出席した者

市	長	本	田	敏	秋	君																									
副	市	長	菊	池	孝	二	君																								
経	営	企	画	部	長	菊	池	文	正	君																					
経	営	企	画	部	ま	ち	づ	くり	再	生	担	当	部	長	兼	本	庁	舎	建	設	室	長	飛	内	雅	之	君				
総	務	部	長	兼	防	災	危	機	管	理	課	長	菊	池	保	夫	君														
健	康	福	祉	部	長	兼	健	康	福	祉	の	里	所	長	兼	地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ	ー	所	長	萩	野	優	君
健	康	福	祉	部	特	命	部	長	（	地	域	医	療	推	進	監	）	兼	地	域	医	療	推	進	室	長	菊	池	永	菜	君
産	業	振	興	部	長	鈴	木	惣	喜	君																					
農	林	畜	産	部	長	大	里	政	純	君																					
環	境	整	備	部	長	遊	田	啓	悦	君																					
遠	野	文	化	研	究	セ	ン	タ	ー	部	長	兼	函	書	館	長	兼	博	物	館	長	小	向	孝	子	君					
市	民	セ	ン	タ	ー	所	長	兼	古	川	憲	君																			

国体開催推進室長	菊池幸市君
子育て支援センター所長兼 総合食育センター所長	多田博子君
宮守総合支所長	谷地孝敏君
消防本部消防長	中浜艶子君
教育委員会教育長	藤澤俊明君
教 育 長	藤村正子君
選挙管理委員会委員長	佐々木資光君
代表監査委員代理	北湯口進君
農業委員会会長	

午後 2 時 00 分 開議

○議長（新田勝見君） これより本日の会議を開きます。

本日の欠席の届け出は12番瀧澤征幸君であります。

諸般の報告

○議長（新田勝見君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から請願審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広聴広報常任委員長、議会運営委員長から閉会中の委員会の継続調査申出書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので御了承願います。

次に、発議案3件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議員の派遣についての資料をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第85号平成26年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてか

ら、  
日程第19 議案第103号平成26年度遠野市水道事業会計補正予算（第2号）まで。

○議長（新田勝見君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第85号から日程第19、議案第103号までの19件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。予算等審査特別委員長菊池由紀夫君。

[予算等審査特別委員長菊池由紀夫君登壇]

○予算等審査特別委員長（菊池由紀夫君） 平成26年12月遠野市議会定例会において予算等審査特別委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員長に佐々木大三郎君が互選されました。

これより審査の経過と結果について御報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第85号平成26年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてから、議案第103号平成26年度遠野市水道事業会計補正予算（第2号）までの19件であります。

審査の中で、議案第86号遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例の制定については、再生可能エネルギー設備の設置に限定しない景観保全に向けた条例の制定について、再生可能エネルギーの推進に対する市の姿勢についてなど、議案第89号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育長の給与の改正について、議案91号遠野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、出産一時金の加算額の減額による受益者への影響について、議案第92号公の施設の指定管理者の指定については、指定管理とする公園の範囲について、議案第96号平成26年度遠野市一般会計補正予算（第8号）については、歳入では市民税の増額要因について、市税のコンビニ納付の導入についてなど、歳出、2款総務費では、後方支援資料館整備事業について、市民センターの大規模改修における市民に優しいバリアフ

リーの取り組みについて、選挙における重度の障害を有する方の自宅での投票方法についてなど、4款衛生費では、岩手中部クリーンセンター等の工事の進捗状況について、インフルエンザ対策について、がん検診等の受診率を上げるための取り組みについてなど、6款農林水産業費では、集落営農組織の育成及び支援について、チップ化した汚染ホダ木の保管について、原木シイタケの出荷制限解除の見通しについて、米価下落に対する支援策の検討状況について、シカ対策について、原木シイタケ栽培にかかわる遊休ハウス活用への補助についてなど、7款商工費では、中心市街地のまちづくり推進の取り組みについて、企業誘致の状況について、地域の元気創造拠点検討事業についてなど、8款土木費では、生活に身近な道づくり事業の優先順位について、除雪についてなど、9款消防費では、J A L E R Tについてなど、10款教育費では、学校給食の主食について、学校給食の食材における安全性の確保対策についてなど、議案第100号平成26年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、ケーブルテレビ使用料及びインターネット使用料の減の要因について、光ケーブルへの切りかえについてなど、議案第101号平成26年度遠野市農業集落排水事業特別会計（第1号）については、受益者分担金の増の要因について、議案第103号平成26年度遠野市水道事業会計補正予算（第2号）については、遠方監視装置改良工事費の減の要因について、活発な質疑が交わされました。その結果、議案第85号から議案第103号までの19件全てが全員の賛成をもってそれぞれ原案のとおり可決されました。

本委員会は、議長を除く17名の委員で構成された特別委員会でありますので、概要の報告にとどめ、審査の詳細については省略いたします。

以上、委員各位の御協力に感謝を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第85号から議案第103号までの19件を一括して採決いたします。各案件の委員長報告は、可決であります。各案件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第85号から議案第103号までの19件については、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第20 請願第9号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出を求める請願

○議長（新田勝見君） 次に、日程第20、請願第9号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長萩野幸弘君。

〔教育民生常任委員長萩野幸弘君登壇〕

○教育民生常任委員長（萩野幸弘君） それでは、御報告いたします。

去る12月5日開会された平成26年12月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました請願第9号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書提出を求める請願についての審査結果を報告いたします。

12月8日、当常任委員会を開催し、審査をいたしました。その結果、請願の趣旨を了とし、全会一致をもって採択となりました。

以上であります。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第9号を採決いたします。本請願に対し、委員長報告は採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、請願第9号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

---

#### 日程第21 請願第10号米価下落等に関する請願

○議長（新田勝見君） 次に、日程第21、請願第10号米価下落等に関する請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長菊池充君。

〔産業建設常任委員長菊池充君登壇〕

○産業建設常任委員長（菊池充君） 報告いたします。

去る12月5日開会されました平成26年12月長野市議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第10号米価下落等に関する請願についての審査結果を報告いたします。

12月8日、当常任委員会を開催し、審査をいたしました。その結果、請願の趣旨を了とし、全会一致をもって採択と決定したところであります。

以上であります。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第10号を採決いたします。本請願に対し、委員長報告は採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、請願第10号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

---

#### 日程第22 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第22、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第23 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第23、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第24 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第24、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第25 広聴広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第25、広聴広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広聴広報常任委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。広聴広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、広聴広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事項につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第27 議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第27、議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。菊池副市長。

〔副市長菊池孝二君登壇〕

○副市長（菊池孝二君） 命によりまして、平成26年12月遠野市議会定例会に追加して提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、大槌町定住促進住宅使用料の不明金に係る職員の処分に関し、職員を派遣した遠野市の責任を明確にするため、市長及び副市長の平成27年1月に支給されるべき給料の額を減額しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（新田勝見君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第104号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議案第104号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議案第105号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（新田勝見君） 次に、日程第28、議案第105号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。菊池副市長。

〔副市長菊池孝二君登壇〕

○副市長（菊池孝二君） 命によりまして、議案第105号人権擁護委員の候補者の推薦につき

意見を求めることについてを説明いたします。

昆野静子委員の任期が平成27年3月31日で満了となることから、同氏を再び推選しようとするものであります。

住所、遠野市綾織町新里17地割8番1。氏名、昆野静子。生年月日、昭和23年9月29日。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（新田勝見君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号は、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第105号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推選することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議案第105号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

---

#### 日程第29 発議案第10号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

○議長（新田勝見君） 次に、日程第29、発議案第10号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。教育民生常任委員長萩野幸弘君。

〔教育民生常任委員長萩野幸弘君登壇〕

○教育民生常任委員長（萩野幸弘君） 発議案第10号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、教育民生常任委員会に付託されました請願の審査の結果、採択を受けて提出するものであります。以下、提案理由を御説明

をいたします。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されております。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む）そのほかの意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、同法22条では、国、地方公共団体に対して、情報補償施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

以上のことから、「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう求める意見書を地方自治法第99条の規定により、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣及び厚生労働大臣に提出するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新田勝見君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

〔参 照〕

発議案第10号

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月9日

遠野市議会議長 新田 勝見 様

提出者 遠野市議会教育民生常任委員会  
委員長 萩野 幸弘

---

提案理由

国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されている。

平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。手話は音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であることから、これらの内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう求める意見書を提出しようとするものである。

---

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、音声言語（日本語等）と異なり手や指、身体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）そのほかの意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報補償施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、国におかれては、上記内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日

岩手県遠野市議会議員 新田 勝 見  
提出先

衆議院議長 町 村 信 孝 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
総務大臣 高 市 早 苗 様  
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様  
内閣官房長官 管 義 偉 様

**日程第30 発議案第11号米価下落に係る  
安定対策等を求める意見書**

○議長（新田勝見君） 次に、日程第30、発議案第11号米価下落に係る安定対策等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。産業建設常任委員長菊池充君。

〔産業建設常任委員長菊池充君登壇〕

○産業建設常任委員長（菊池充君） 発議案第11号米価下落に係る安定対策等を求める意見書の提出について、提案理由を御説明いたします。

この意見書は、産業建設常任委員会に付託さ

れました請願の審査の結果、採択を受けて提出をするものであります。

26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほどこうむる影響は大きく、本県農業や稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、新たな農業、農村政策の取り組みにも影響を及ぼすものと考えます。

このような状況においても、政府は需給調整のための市場からの米を隔離は行わず、ナラシ対策のみで対応する方針を示していますが、農業者が来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。

よって、このような現状を踏まえ、米過剰在庫緊急隔離対策の実施をすること、26年産米ナラシ対策への十分な対応をすること、特例措置を含めたナラシ対策などの適切な運用をすること、飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と、長期的、継続的な支援の確保をすること及び将来展望の描ける総合的な水田農業政策を確立するための施策を早急に講ずることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法99条の規定により、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び農林水産大臣に提出するものであります。議員各位の賛同、よろしく願いいたします。

○議長（新田勝見君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第11号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全

員であります。よって、発議案第11号は原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第11号

米価下落に係る安定対策等を求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月9日

遠野市議会議長 新田 勝見 様

提出者 遠野市議会産業建設常任委員会  
委員長 菊池 充

提案理由

緊急的な過剰米の隔離対策による米価安定対策を実施するとともに、農家が将来にわたって安定的な稲作経営を展開できる経営安定対策を早急に講じることを求める意見書を提出しようとするものである。

米価下落に係る安定対策等を求める意見書

当市の営農振興は、米政策等の見直しに対応し生産数量目標に即した生産や、水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んできた。

しかしながら、26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えます。

こうした状況においても、政府は、需給調整のための市場からの米の隔離は行わず、ナラシ対策のみで対応する方針を示しているが、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。

かかるなか、将来にわたって安定的な稲作経

営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 米過剰在庫緊急隔離対策を実施すること

平成27年6月末民間在庫は過去10年で最大水準の需給緩和状況が継続すると想定され、調整を行ってきた米穀機構の保有財源が枯渇している現状において、国による26年産米に対する緊急隔離対策を講ずること。

2 26年産米ナラシ対策への十分な対応をすること

26年産米については、8月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生増や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。

3 特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用をすること

(1) ナラシ対策については、最大でも標準収入額の2割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえて、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講ずること。

(2) 27年産に向けては、27年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。

4 飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保をすること

(1) JAグループは、27年産において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。

(2) 生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。

5 将来展望の描ける総合的な水田農業政策を

確立すること

(1) 30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策見直しの十分な検証を行うこと。

(2) 米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策を取り組むこと。

(3) ナラシ対策や政府が創設を目指す収入保険制度を含め、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みでは継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目した再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。

(4) 担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など適切な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見

提出先

衆議院議長 町村 信孝 様

参議院議長 山崎 正昭 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

農林水産大臣 西川 公也 様

#### 日程第31 発議案第12号放射能汚染対策調査特別委員会の設置について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第31、発議案第12号放射能汚染対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番菊池充君。

〔11番菊池充君登壇〕

○11番（菊池充君） 発議案第12号放射能汚染対策調査特別委員会の設置について、提案説明をいたします。

平成26年11月25日に開催した議員全員協議会において、前任期に引き続き放射能汚染対策について調査する特別委員会を設置することで協議がまとまったことから、遠野市議会委員会条例第4条の規定に基づき、放射能汚染対策調査特別委員会を設置しようとするものであります。

設置の目的は、東日本大震災により被災した東京電力福島第一号原子力発電所の放射能汚染の問題は依然として解決に至っておらず、特に除染作業が実施された牧草や原木シイタケにおいても多くの課題が残っているほか、損害賠償請求、風評被害の軽減策、野生キノコの出荷規制解除などの課題もあることから、放射能汚染対策全般について調査、検証することであり

ます。委員会の定数は、議長を除く17名とし、設置期限は、放射能汚染の問題の解決には長い時間が必要であることから、議員の任期である平成30年10月31日までとして、閉会中も審査等を実施するものであります。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新田勝見君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第12号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第12号は原案のとおり可決されました。

なお、放射能汚染対策調査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日会議終了後、本議場にてこれを招集いたします。改めて招集状を差し上げませんので御了承願います。

---

〔参 照〕

発議案第12号

放射能汚染対策調査特別委員会の設置について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月9日

遠野市議会議長 新田勝見様

提出者 遠野市議會議員 菊池 充

賛成者 遠野市議會議員 荒川 栄悦

同 照井 文雄

同 細川 幸男

同 多田 誠一

同 多田 勉

---

提案理由

東日本大震災により被災した東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染の問題は、3年8カ月が経過した現在においても、依然として解決に至っておらず、農畜林産業への影響は多大なものがあることから、放射能汚染対策等についても検証するため、放射能汚染対策調査特別委員会を設置しようとするものである。

---

放射能汚染対策調査特別委員会の設置について

遠野市議会委員会条例第4条の規定に基づいて、放射能汚染対策調査特別委員会を設置するものとする。

1 名 称 放射能汚染対策調査特別委員会

2 目 的 平成23年3月11日に発生した

東日本大震災により被災した東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染の問題は、3年8カ月が経過した現在においても、依然として解決に至っていない。

特に、草地や原木しいたけにおいては、除染作業が実施されているが、汚染牧草等の焼却や汚染後のホダ場の管理等の課題が残っている。

また、東京電力への損害賠償請求、風評被害の軽減策、野生きのこの出荷制限解除などの課題もあり、農畜産振興、農村景観及び環境保全に甚大な被害を及ぼすものと懸念される。

については、議会としても市民に与えるこの放射能汚染の影響を市政の重要課題であると捉え、チェック機関という役割と市民の民意の反映という役割を十分に果たすため、前任期に引き続き調査特別委員会を設置し、放射能汚染対策等について検証し、今後の議会活動に反映させることを目的とする。

3 委員の定数 議長を除く17人

4 設置の期限等 平成30年10月31日までとし、閉会中も調査等を実施するものとする。

---

### 日程第32 議員の派遣について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第32、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておきました資料のとおり、岩手県市議会議長会第2回定期総会及び京都府綾部市議会議会運営委員会行政視察対応のため、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、岩手県市議会議長会第2回定期総会及び京都府綾部市議会議会運営委員会行政視察対応に議員を派遣することに決しました。

---

### 閉 会

○議長（新田勝見君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成26年12月遠野市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時40分 閉会

